

議案第68号

木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和3年8月10日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受けて木津川市においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第7項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

同条第7項中「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 木津川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第7項中「100分の112.5」を「100分の120」に改める。

同条第7項中「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

参考資料（議案第68号）

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第1条関係）

| (新) | (旧) |
|--|--|
| 第1条～第16条の2（略） （期末手当） | 第1条～第16条の2（略） （期末手当） |
| 第17条（略） | 第17条（略） |
| 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額 に、基準日以前6か月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 | 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額 に、基準日以前6か月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 |
| （1）～（4）（略） | （1）～（4）（略） |
| 3～6（略） | 3～6（略） |
| 7 再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「 <u>100分の 112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 62.5</u> 」とする。 | 7 再任用職員に対する第2項の規定の 適用については、同項中「 <u>100分の 127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の 72.5</u> 」とする。 |
| 第17条の2～第21条（略） | 第17条の2～第21条（略） |

木津川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表（第2条関係）

| (新) | (旧) |
|---|---|
| 第1条～第16条の2（略） （期末手当） | 第1条～第16条の2（略） （期末手当） |
| 第17条（略） | 第17条（略） |
| 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 | 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 |
| （1）～（4）（略） | （1）～（4）（略） |
| 3～6（略） | 3～6（略） |
| 7 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の67.5</u> 」とする。 | 7 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 |
| 第17条の2～第21条（略） | 第17条の2～第21条（略） |

政策等の形成過程の説明資料

| | | |
|-----------------------|---|-----------------------------|
| 議案名 | 議案第68号 木津川市職員の給与に関する条例の一部改正について | |
| 担当課 | 人事秘書課 人事係 | |
| 提案事項の概要等 (必要性、効果等) | 令和3年8月10日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受けて木津川市においても、人事院勧告に基づき期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。 | |
| 提案に至るまでの経緯 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事院勧告を受け、協議、検討を実施 ・政策会議において人事院勧告に準拠することを決定 ・職員組合との交渉実施 | |
| 市民参加の状況 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 市総合計画の位置付け | 基本方針 | 7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり |
| | 政策分野 | 17 行財政運営 |
| | 施策 | ⑤ 組織・人材育成 イ 人材育成の充実 |
| 概算事業費 (単位：千円) | <input type="checkbox"/> 単年度 (年度) <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度 (令和3年度から) 令和3年度：▲32,026千円 (正規職員) ▲ 3,649千円 (会計年度任用職員) | |
| 将来にわたる効果及び経費の状況 | 人事院勧告に基づいて改定を行います。 | |